

議員提出議案第1号

武蔵野市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

提出者

25番 川名 ゆうじ

16番 木崎 剛

3番 大野 あつ子

4番 深田 貴美子

6番 宮代 一利

19番 橋本 しげき

22番 山本 ひとみ

24番 西園寺 みきこ

武蔵野市議会議長 落合 勝利 殿

武蔵野市議会委員会条例の一部を改正する条例

武蔵野市議会委員会条例（昭和31年9月武蔵野市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(常任委員の任期)</p> <p>第3条 (略)</p>	<p>(常任委員の任期)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2 常任委員の任期は、選任の日から起算する。</u></p> <p><u>3 第5条第2項の規定により任期満了の前日に後任者が選任されたときは、第1項の規定にかかわらず、前任者の任期は、当該選任をもって終了するものとする。</u></p>	<p>項の追加</p> <p>項の追加</p>
<p><u>2</u> (略)</p> <p>(委員の選任)</p> <p>第5条 (略)</p>	<p><u>4</u> (略)</p> <p>(委員の選任)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>2 常任委員及び議会運営委員の任期満了による後任者の選任は、任期満了の前日30日以内に行うことができる。</u></p>	<p>項の繰下げ</p> <p>項の追加</p>

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。